

令和6年2月29日開会

⑦

令和6年第1回茨城県議会定例会議案

(第 3 綴)

茨 城 県

## 令和6年第1回茨城県議会定例会議案（第3綴）目次

	頁
報告第2号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について……………	1

報

告

## 報告第2号

### 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

別記のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定に基づき、報告する。  
原案承認されたい。

令和6年3月5日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 別 記

### 訴えの提起について

茨城県は、損害賠償請求事件の第一審判決を不服とするので、次のとおり東京高等裁判所へ訴えを提起する。

#### 1 提訴の相手方の住所及び氏名

住 所	氏 名
取手市新取手三丁目3番6-201号	鈴木 薫

#### 2 訴えの要旨

警察官の職務行為に違法性はなく、相手方の主張を認めて損害賠償を命じた原判決には承服できない。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和6年2月27日

茨城県知事 大井川 和彦